

日本コーチ協会福岡支部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、日本コーチ協会福岡支部という。

(事務所)

第2条 この会の事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、福岡を中心として、主に社会人を対象に、健全なコーチの育成とコーチング諸技法の進歩を図り、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 支部主催の定期的な研修会、勉強会の開催
- (2) コーチ同士の情報交換
- (3) コーチングに関する調査研究事業
- (4) コーチ紹介事業
- (5) 会報、出版物および教材の発行

第3章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は次の通りとする。

支部会員：この会の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第6条 支部会員として入会しようとする者は、支部長が別に定める入会申込書により支部長に申し込むものとする。

- 2 支部長は、入会申込者が本会の目的に賛同し活動に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 支部長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規則に従い会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届の提出をしたとき
- (2) 個人の死亡
- (3) 除名されたとき
- (4) 年1回行う更新手続きにおいて、継続の意思を示さなかったとき
- (5) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(退会)

第9条 会員は、支部長が別に定める退会届を支部長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款または規則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を支部長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、支部会員の中から総会において選任する。

- 2 支部長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第14条 支部長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会の構成員として、定款及び総会の議決に基づきこの会の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること
 - (2) 前号の監査の結果、この会の財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間と

する。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、総会の議決により定められた役員報酬等規則の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て支部長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第19条 総会は、支部会員をもって構成する。

- 2 支部会員は、総会に出席し自由に意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 活動計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 活動報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 支部会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第22条 総会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 支部長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはこれに準ずる方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した支部会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、支部会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席した支部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各支部会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない支部会員は、あらかじめ通知された事項について書面またはこれに準ずる方法をもって表決し、又は他の支部会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した支部会員は、前2条、次条第1項及び第43条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する支部会員はその議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 支部会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名した上、この議事録をこの会の事務所において5年間据え置く。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面またはこれに準ずる方法をもって招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはこれに準ずる方法をもって、少なくとも開会日の1週間前までに招集通知を発進して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、支部長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定においてあらかじめ通知した事項及び理事会において理事が提案し出席理事総数の過半数が承認した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面またはこれに準ずる方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 活動に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この会の資産は支部長が管理し、その方法は総会の議決を経て支部長が別に定める。

(活動計画及び予算)

第38条 この会の活動計画及びこれに伴う収支予算は、支部長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(活動報告及び決算)

第41条 この会の活動報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎活動年度終了後、速やかに支部長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(活動年度)

第42条 この会の活動年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した支部会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第44条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 支部会員の欠亡
- (3) 合併

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、支部会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第45条 この会が合併しようとするときは、総会において支部会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、支部長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、平成13年10月12日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
支部長 野津浩嗣
事務局 西嶋恵理子 古田博美
会計 周藤真誉 八木香里
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年9月30日までとする。
- 4 この会の設立当初の活動年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年9月30日までとする。
- 5 この定款は、平成15年11月7日の通常総会で、改定されている。
- 6 この定款は、平成16年11月14日の通常総会で、改定されている。
- 7 この定款は、平成17年12月3日の通常総会で、改定されている。
- 8 この定款は、平成18年10月28日の通常総会で、改定されている。
- 9 この定款は、平成20年11月15日の通常総会で、改定されている。
- 10 この定款は、平成21年11月29日の通常総会で、改定されている。